

# 商品概要説明書

町田市農業協同組合

F C町田ゼルビア応援定期貯金

(平成23年1月4日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	愛称：F C町田ゼルビア応援定期 自由金利型定期貯金(M型)(スーパー定期)(自動継続式)<単利型> 預入金額 5万円以上 300万円未満・・・スーパー定期 預入金額 300万円以上 1,000万円未満・・・スーパー定期300
2. 販売対象	個人および法人
3. 預入期間	1年(自動継続式)
4. 取扱期間	平成23年1月4日(火)～平成23年3月31日(木)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入(証書式) 5万円以上(お一人様何口でもお預け入れいただけます。) 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。 1円単位
6. 払戻方法	満期日(継続後はその満期日)までに継続を停止する旨の申し出があったときは、満期日以後に払戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、元金に組入れて継続します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 個人の場合は20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 金利は店頭に表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手数料	-
9. 付加できる 特約事項	個人の場合はマル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・ 預入(継続後の)期間が6か月未満の場合、解約日における普通貯金利率 ・ 預入(継続後の)期間が6か月以上1年未満の場合、約定利率×50%

<p>11. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）</p>	<p><b>保護対象</b></p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>12. 苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容</p>	<p><b>苦情処理措置</b></p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、お取引の支店または本店金融部信用課（電話：042-792-6111（代表））にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都JAバンク相談所でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>（東京都JAバンク相談所 電話：042-528-1358）</p> <p><b>紛争解決措置</b></p> <p>苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、東京都JAバンク相談所を通じ弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所（電話：042-528-1358）にお尋ねください。</p>
<p>13. その他参考 となる事項</p>	<p>継続を停止した場合、満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>FC町田ゼルビア応援定期貯金の平成23年12月31日現在残高の0.10%相当額をJA町田市がFC町田ゼルビアに寄付いたします。</p> <p>ご注意：経済状況の変化などにより、寄付金の率を変更する場合があります。</p> <p>取扱期間：平成23年1月4日から平成23年3月31日まで</p> <p>ご注意：経済状況の変化などにより、取扱期間内であっても、本商品の取扱を中止する場合があります。</p> <p>FC町田ゼルビア応援定期貯金は、利用分量配当対象外といたします。</p>